

県立・市立の特別支援学校【知的障害】の整備に関する経緯

年 度	内 容
昭和 48 年 10 月以前	〈県内に設置されていた学校 8 校〉 県立盲学校 1 校、県立ろう学校 3 校及び県立養護学校(肢体不自由又は病弱対象) 4 校
昭和 48 年 11 月	昭和 54 年 4 月 1 日以降、知的障害・肢体不自由・病弱の児童生徒を対象とした養護学校への就学及び都道府県の養護学校設置が義務化 されることとなった
昭和 49 年度	【県内初の知的障害を対象とする養護学校】県立廿日市養護学校が開校 【就学区域：全県】
昭和 53 年度	市民からの請願及び県との協議等を経て、大手町中学校跡地に市立養護学校を設置することを決定
昭和 54 年度	吉島小学校の一部施設を県に無償貸与して、県立廿日市養護学校吉島分校（市立広島養護学校の前身）が開校 県立呉養護学校（知的障害対象）が開校【就学区域：安芸区、呉市等】
昭和 55 年度	市が県に対し、広島市北部に県立養護学校（知的障害対象）を設置することを要望
昭和 58 年度	中区大手町に市立広島養護学校【小・中学部】（知的障害対象）が開校 【市立広島養護学校の就学区域（県・市による合意）： <u>中区、東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区、安芸区</u> ※安芸区は呉養護学校との重複区域】
昭和 61 年度	1 月の県市首長（知事・市長）会議において、広島市北部に県立養護学校（知的障害対象）を設置することを決定
昭和 62 年度	1 2 月に県市（教育委員会）で、広島市北部の県立養護学校（知的障害対象）を設置後の就学区域について協議
昭和 63 年度	県立広島北養護学校【小・中学部、高等部】（知的障害対象）が開校 【就学区域（県・市による合意）】 現在の市立広島特別支援学校の就学区域となる 中区、東区、南区、西区、安芸区→市立広島養護学校 ※ 安芸区は呉養護学校との重複区域 安佐南区、安佐北区 → 県立広島北養護学校 佐伯区 → 県立廿日市養護学校 ・ 高等部生徒は、県立廿日市養護学校、県立広島北養護学校、県立呉養護学校に通学 ・ 市立養護学校への高等部の設置について、市民からの請願及び県からの要望がある
平成 5 年度	市立広島養護学校に高等部を設置 【市立広島養護学校の就学区域（県・市による合意）：小・中学部と同一】
平成 19 年度	県立盲・ろう・養護学校及び市立養護学校を特別支援学校に名称変更
平成 24 年度	市立特別支援学校を南区出島に移転開校（旧校舎の老朽化・狭隘化への対応） 【就学区域：中区、東区、南区、西区、安芸区 ※安芸区は呉特別支援学校との重複区域】
平成 25 年度	聴覚障害の児童生徒を対象とする県立広島南特別支援学校呉分校（後の呉南特別支援学校）に新たに知的障害部門（小・中学部）を設置する（これに伴い前年 10 月に増築校舎整備）。
平成 26 年度	市立広島特別支援学校の教室分割工事（11 教室）
平成 27 年度	・ 県立広島南特別支援学校呉分校を県立呉南特別支援学校と改称し、新たに知的障害部門（高等部）を受け入れる。 ・ 市立広島特別支援学校に仮設校舎（9 教室） 1 棟を整備
平成 28 年度	・ 県立廿日市特別支援学校に増築校舎（15 教室等）を整備 ・ 県立広島北特別支援学校から、就学区域の一部（安佐南区祇園地区・安佐北区高陽・白木地区）を除外。肢体不自由の児童生徒を対象とする県立広島特別支援学校に新たに知的障害部門を設け、当該地域を就学区域とする（これに伴い前年 12 月に増築校舎（18 教室等）を整備）。
平成 29 年度	市立広島特別支援学校に仮設校舎（12 教室） 1 棟を追加整備